

愛川町教育委員会

平成22年3月29日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 22 年 3 月 29 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 15 分
- 2 会議場所 愛川町文化会館 3 階特別会議室
- 3 議事日程
- 日程第 1 会期の決定について
 - 日程第 2 前回会議録の承認について
 - 日程第 3 教育長報告事項について
 - (1) 教育長報告事項
 - (2) 平成 22 年第 1 回議会定例会について
 - 日程第 4 愛川町立公民館長の任命について (半原公民館)
 - 日程第 5 愛川町立公民館長の任命について (中津公民館)
 - 日程第 6 青少年指導員の委嘱について
 - 日程第 7 体育指導委員の委嘱について
 - 日程第 8 文化財保護委員の委嘱について
 - 日程第 9 愛川町奨学金条例施行規則を廃止する規則の制定について
 - 日程第 10 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第 11 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
 - 日程第 12 放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第 13 放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 教育委員長 | 足立原 威 |
| 委員長職務代理者 | 岡本 弘之 |
| 教育委員 | 八木 一郎 |

教育委員	平 田 明 美
教育長	熊 坂 直 美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	伊 従 正 博
教育総務課長	河 内 健 二
生涯学習課長	長 嶋 忠 雄
スポーツ・文化振興課長	大八木 尚 一
指導室指導主事	藤 本 謹 吾
教育総務課副主幹	佐 藤 貴

◎開会

○（足立原委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまから定例教育委員会を開催しますが、法律の定めにより、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、3月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（足立原委員長） 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（足立原委員長） 次に、日程第2、「前回会議録の承認について」を議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- (足立原委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (足立原委員長) 次に、日程第3、「教育長報告事項について」を議題といたします。

(1) 教育長報告事項について、(2) 平成22年第1回議会定例会について、以上2項目について一括で説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- (足立原委員長) 説明、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。初めに(1)の教育長報告事項について、お聞きしたいところなどがありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

- (岡本委員) いいですか。

- (足立原委員長) はい、どうぞ、岡本委員。

- (岡本委員) 小学校の卒業式と中学校の卒業式に出させていただいたんですけども、今、

愛川中原中学校は長かったので、1時間50分、寒い体育館の中で、お出でになっていた来賓のお年寄りが途中でお出になったぐらいで、非常に生徒一人一人を大事にした卒業式ですばらしいと思うんですけども、ちょっと時間のかけ過ぎかなという思いがしました。親御さんも寒さのために声一つ出ないんですね。生徒も短いスカートで寒そうに1時間50分ですから、暖房が全然ないですから、皆さん寒い寒い連発で、という印象がありましたね。それはどうということないんですけども、田代小学校へ行かせていただいたんですけども、1つ気がついたことは、ほかの中学校なんかは教育委員会の言葉は印刷したのものとじ込んだだけで、司会者がここにございます、ごらんください、一言だから、だれも見ないですね、

はっきり言って。田代小学校は、教頭先生が代読されて、教育委員会の言葉と司会者が紹介をして、教頭先生が立たれて全文読まれました。これは私出まして、なかなかすごいなと思いました。それが感想です。ほかの学校はどうだったのかわかりませんが、田代小学校はそうでした。

- （足立原委員長） ほかにいかがでしょうか。
- （八木委員） じゃ、続いて、その学校のことなんですが。
- （足立原委員長） 八木委員。
- （八木委員） 私は小学校の卒業式で、高峰小へ行きました。やはり同じように、教育委員会の言葉は教頭先生が読み上げましたね。私もずっと今まで行っていますけれども、ことし初めてですね。ただ高峰小の場合は、これはいい悪いは別としまして、セレモニーが終わって当然子供たちの卒業生とのいろんな会話その他の触れ合いの場面があっという間なんです。31人の卒業生でバランスが女の子が10人ぐらいかな、それであと21人ぐらいが男の子で、卒業生が親子対面しているんですが、歌を歌うんですが、その歌の内容がより高学年から若者向きで、物すごく長い歌が3曲、この歌はこの時期の小学校6年生の歌ではないだろうという感じで、むしろ中学3年生とか高校生の卒業のときに歌うのではないかなと、彼らにちょうど年齢的にも合うなというような、そういう意味の、物すごく長いいわば青春ソングでした。子供たちがよくこれだけの文言を見ないで覚えて、それは卒業式のためだけではなく何かの発表会にやったのかもしれないけれども、3曲ともがとても文章が長いんです。それで、これをよく覚えたなと感心したことと、ちょっと年齢的に合っていないのではないかな、指導者の思い込み、思い入れかなという場面もちょっと感じたんですが、それは先生方のいろいろな考えがあるんでしょうけれども。我々のほうがそういうことはわかってないからね。それとあと、来賓の方々の座る席順ですが、初めて町の議員さんのほうが先でした、我々委員より。前からある議員さんが怒った怒らないという話はちょっと聞いていたんですが、決着ができたのかなという感じで。東中なんかは今までどおり教育委員のほうが先に座らされたんですが、高峰小は議員さんが2人、その後私が座って、じゃ決着できたのかなという感じを持ったんですが、その意味するところが考え方がいろいろありますので、どちらとも言えないような、むしろ教育委員のほうがどっちかという学校関係からいけば主催者側に近いのかなとなれば、やっぱり議員さんのほうが来賓の最たる者かなと、そんなふうな考えを持ったんですが、それがごちゃごちゃしていて指摘も受けた年があったんですが、高峰小はそういう形でしたが、初めてですね。一応卒業式の感じは、いや、主催というか、学

校関係の部分に入るのかなと思ったわけです。ちょっとわかりません。

- （足立原委員長） はい、どうぞ、熊坂教育長。
- （熊坂教育長） 学校へは、以前と変わっていないので、特にお話はしていないんですけど、高峰小は校長先生がかわられましたので、その辺をどう判断されたかはちょっとわかりませんが、教育委員会関係を前にというのは、ほかの学校は全部それで踏襲がされているはずですので、議員さんもそれだけは承知していただけるはずなんですね。ただ中には確かに順序等をかなり言われる議員さんもあるそうで。
- （八木委員） ちょうど順序等を言われた議員さんがいらっしゃる場所だから、そうなったのかなと、本人もいらしたからね。
- （熊坂教育長） またその辺は、よく校長会でも徹底を図ったり、議会事務局とも詰めておきたいと思いますので。
- （足立原委員長） ほかに。
平田委員。
- （平田委員） 中津小学校のほうと、東中の卒業式ですけども、中津小学校のほうは、私はずっと出席してるので、ああいう感じが中津小学校の卒業式なのかなと思うのが私の感想です。先ほど八木委員がおっしゃった卒業生の歌のことで申しますと、中津小もやはり、今風の曲なんです。ですから卒業生が自分たちがこの学校を卒業していくとか、これから卒業してこうなっていくというような旅立ちの歌では全然ありません。今の時代の子供なので、卒業式の選曲もまったく様変わりする時代になったとつくづく感じています。悪い事ではないですけど、一曲ぐらい児童に受け継ぐ曲を教えてゆくのも一つの考えとしてみては、と思います。
教育委員会からの言葉というのは、中津小学校の場合は、ただ冊誌をごらんくださいという形で照会されておりましたので、逆に私はいつもそうなのかなと、思いました。
あとは、生徒たちは涙していた子供もおりましたので、いい小学校生活がおくれたんだなと思いました。中学校のほうは、校長先生が心配され、式最中、お見苦しいところがあるかもしれませんがと、一言述べられて、おられましたけれども、いい卒業式を拝見させていただいたなと思っています。
- （足立原委員長） ありがとうございます。
では、私ちょっと、皆さんおっしゃいましたので。
私は中学校は愛川中学校、小学校は半原小へ行きましたけれども、特に半原小のことです

が、非常に子供たちが最後すすり泣きをしているような状況で、大変感動的な卒業式だったなど。なかなか小学校で子供が泣くようなことというふうなことは少ないかなと思いましたので、非常によかったんだなと思いました。それから、愛中の場合も、やはりそんなに長なくて、まあまあ呼びかけみたいな形もありましたけれども、割合に時間も短かった、普通かなと思いました。そんなところを感じたわけですが、先ほどおっしゃったように出席者の紹介等を、書面に書いてありますのでというような形で省略されましたですね。この辺は簡略化されているのではないかと、そんなふうに思いました。以上です。

ほかに、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、岡本委員。

○（岡本委員） 歌のことですけれども、今はやりのやっぱり歌なんだと思うんですけれども、何か合唱コンクールみたい、卒業式というよりも合唱コンクールのような感じがする歌が中心なんですね。にしても、生徒みんなで送るとい、みんなが同じだとい、たしかそういう発想だと思うんですけれども、何か印象として卒業式というよりも、歌を聞いて終わっちゃったなというようなイメージで、こういう時代なのかなという思いがして、帰ってきた思いがあります、いい悪いは別として。

○（八木委員） いいですか、さっきのことを確認して。

私がさっき言ったのは、歌が年齢に合っていないのではないかという、私なりの感じがちょっと。それは今は卒業式の歌、入学式の歌、わからないけれども、いろんなジャンルのものがあるとは思いますが、やっぱり15歳、あるいは小学校6年生、12歳。12歳と15歳と18歳では、やっぱりいろんな物の考え方や感動も違うんだろうけれども、例えば私から見たら明らかにその歌詞の中にも15が何でと書いてあるとか、ちゃんと入っているんですよ、15歳がどうのこうのというフレーズもあるのでね。そうした中で、やっぱり12歳の6年生に、それはセレモニーとして当てはめていい歌だろうと思うけれども、とにかく長過ぎる。歌が長過ぎる、そういう感じをみんな持っています。それでよく覚えたな、子供たちが。それで男の子は黙ってほとんど歌ってないんだけど、女の子が10人で歌っている、そういう感じだったですね。

それだけちょっとつけ加えておきます。どういうものでもいいとは思いますが。

○（足立原委員長） その問題、ちょっといいですか。

私も半原小で非常に感動したんですけれども、ただやはり先生が主導で曲を選んでいるのかなと、そういう感じがするんですね。もちろん、それでいいと思うんですけれども、何か

その辺が少し今言われたように、小学校6年生に合うのかなという、そういう感じをやはり持ちましたね。

はい、どうぞ、熊坂教育長。

- （熊坂教育長） 今のご意見を学校へも投げかけてみたいと思います。中学の場合は、恐らく合唱コンクールで歌った歌を自分たちの思いを込めて歌うということで、愛川中学なんかは合唱を毎年の柱に上げているということもあって、それをやったんじゃないかと思います。ただ式の長さについては、1校だけでした、長いのは。1時間半程度でおさめてほしいという事は前々から伝えてあるんですが、1校だけどうも2時間近かったというような話を聞いておりますので、またその辺は学校へも徹底を図っていきたいなというふうに思います。
- （足立原委員長） ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） それでは、ご異議ないものと認めます。
よって、日程第3、教育長報告事項については、教育長報告事項のとおり、そしてもう一つの「平成22年第1回議会定例会について」の報告については、質疑を終結し、教育長報告のとおりとしたいと思います。ご承認をお願いします。

◎日程第4及び日程第5

- （足立原委員長） 次に、日程第4、議案第13号「愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）」、日程第5、議案第14号「愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）」の2議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

熊坂教育長。

- （熊坂教育長） それでは、議案第13号、14号あわせてご説明をいたしたいと思います。
愛川町立公民館長の任命についてでございますが、半原公民館、中津公民館、両館の館長の任期が平成22年3月31日をもって満了することに伴いまして、平成22年4月1日から1年間、引き続き現在の館長さんをお願いしたいものでございます。
詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○（足立原委員長） 長嶋生涯学習課長。

○（長嶋生涯学習課長） それでは、議案第13号、半原公民館長と、議案第14号、中津公民館長の議案につきまして、一括してご説明させていただきます。

まず公民館長の任命につきましては、愛川町立公民館条例第4条の規定に基づきまして任命するものであります。任命予定者であります。議案第13号の半原公民館長は、愛川町中津1686番地の5、藤本弘氏、62歳、議案第14号の中津公民館長は、愛川町半原2499番地、木藤美智子氏、63歳でございます。両者は人格円満で生涯学習に豊かな見識を有し、町内や地域の事情に詳しいことから、引き続き任命いたしたいと存じます。

なお、愛川町立公民館長に関する事務取扱要綱に基づき、身分につきましては非常勤職員、任命期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、また勤務形態であります。基本的には勤務日数は月12日、1日6時間勤務、報酬につきましては愛川町非常勤職員の報酬及び非常勤費用弁償に関する条例並びに同条施行規則の規定に基づき支給するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、お認めくださいますよう、お願いいたします。

○（足立原委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ご異議ございませんでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議はないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第4、議案第13号「愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第4、議案第13号「愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第14号「愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (足立原委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第5、議案第14号「愛川町立公民館長の任命について(中津公民館)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6及び日程第7

- (足立原委員長) 次に、日程第6、議案第15号「青少年指導員の委嘱について」、日程第7、議案第16号「体育指導委員の委嘱について」、この2議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

熊坂教育長。

- (熊坂教育長) それでは、提出議案第15号、あわせまして16号につきまして、ご説明をいたします。

初めに、愛川町青少年指導員の委嘱でございますが、別紙名簿をごらんいただきたいと思います。現青少年指導員につきましては、本年3月31日をもって2年の任期が満了となりますことから、各区長さん等へ推薦の依頼をいたしまして、本年4月1日から2年間という青少年指導員の推薦をいただきましたので、この名簿のとおり委嘱をしたいものでございます。

続きまして、議案第16号、愛川町体育指導委員の委嘱についてでございますが、体育指導委員につきましても、現体育指導委員の任期が本年3月31日をもって満了することになりますので、次期平成22年4月1日以降2年間の新たな体育指導委員を区長さんにご推薦をお願いいたしまして、推薦があったものでございます。その名簿は次の別紙にございますので、ごらんいただきたいと思います。両方あわせてご審議をいただき、お認めいただきますよう、お願いをいたします。

- (足立原委員長) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- (足立原委員長) 22年度、23年度ということになっています。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- （足立原委員長） それでは、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第6、議案第15号「青少年指導員の委嘱について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第6、議案第15号「青少年指導員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第16号「体育指導委員の委嘱について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第7、議案第16号「体育指導委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

- （足立原委員長） 次に、日程第8、議案第17号「文化財保護委員の委嘱について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

熊坂教育長。

- （熊坂教育長） 提出議案第17号、愛川町文化財保護委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

現文化財保護委員につきましては、本年3月31日をもちまして2年の任期が満了になります。したがって、次期の委員につきましては、裏面をごらんいただきたいと思います。

現文化財保護委員さんのうちで2名の方から、これで終わりにしたいというような意思表示もございまして、名簿のとおり委嘱をしたいものですが、1番目、小島宗二氏、再任でございます。それから小島秀也委員、再任、3番、山口勇一委員、再任、4番、大矢

善久委員、再任、5番、中村義市委員、再任、6番、藤本弘委員、地質関係ということで、新任をお願いをいたしたいというふうに思っております。なお、7番目が欠員になっておりますが、現在交渉中でございますので、了解が得られましたら次回等に委嘱につきましてお諮りいたしますので、今回は1人欠員ということでご審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○（足立原委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

7名中この6名の委員ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第8、議案第17号「文化財保護委員の委嘱について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんね。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第8、議案第17号「文化財保護委員の委嘱については」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9

○（足立原委員長） 次に、日程第9、議案第18号「愛川町奨学金条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

熊坂教育長。

○（熊坂教育長） 議案第18号でございますが、先ほど議会報告でもいたしましたように、愛川町奨学金条例廃止が議会で認められましたので、そのことに伴いまして、その規則を廃止する規則の制定についてご提案を申し上げます。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思いますが、愛川町奨学金条例施行規則を、条例が廃止になりましたことに伴い廃止する規則を定めたものでございます。ご審議の上、お認めいただくようお願いをいたします。

- （足立原委員長） ただいま教育長から提案がございました。

次に、質疑に入りたいと思いますが、ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、異議ないものと認めますので、質疑を終結いたします。

日程第9の議案第18号「愛川町奨学金条例施行規則を廃止する規則の制定について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第9、議案第18号「愛川町奨学金条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10及び日程第11

- （足立原委員長） 次に、日程第10、議案第19号「愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、日程第11、議案第20号「愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」、以上2議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

熊坂教育長。

- （熊坂教育長） ただいま議案第18号をお認めいただきまして、それに関連いたしまして、引き続き議案第19号そして20号におきまして、2つの規則の制定について、ご説明をいたしますので、審議の上、お認めいただきたいというふうに思います。

それでは初めに議案19号、2枚目をごらんいただきたいと思います。

愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則、その

中身でございますが、第3条教育総務課の項第36号中、「奨学金」という文言があるわけですが、条例規則が廃止になりましたので、新たな制度としてスタートします奨学金のかわりに「通学助成金」ということに改めたいというものです。また、それに伴い、第12条の表に「奨学生選考委員会」という項があるわけですが、選考委員会の必要がなくなりますので、この項を削りたいものであります。

次に第20号のほうでございますが、こちらは決裁規程の一部を改正する規則の制定でございます。内容につきましては、別紙をごらんいただきたいというふうに思います。

内容につきましては、そこに書いてありますようになりますので、お認めをいただきたいとあります。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○（足立原委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

議案19号、議案20号でございます。

○（岡本委員） いいですか。

○（足立原委員長） はい、岡本委員。

○（岡本委員） 先ほどの奨学金は今後なくなって、こういう形が変わるということですが、私自身は奨学金がなくなって、ちょっと残念に思っていますけれども、しょうがないと思うんですけども、奨学金を通学助成金にかわるということは、いただくほうは申請ですか、これは自己申請ではなくて、申請しなくても全員におけるといいますか。

○（河内教育総務課長） 今度新たに4月1日からの施行予定にしております高等学校生徒に対する通学費の助成金の支給方法というご質問でございますけれども、基本的には個々に全部申請をしていただくということでございます。したがって、申請ということは、それぞれバス通学については年額1万8,000円ということになりますし、また自転車通学の生徒については、3カ年で2万円ということになりますので、それぞれ金額等が違いますので、そういった届け出関係も必要とするということから、申請ということは個々に上げていただくということで、私どもは審査をして、それで適用をしていきたいという方法になるかと思っております。

○（岡本委員） いいですか。

○（足立原委員長） はい、どうぞ。

○（岡本委員） 今の関連なんですけど、申請が上がってきて、その審査の基準は何か考えてあ

るんですか。その生徒さんがきちっと学校へ行っているとか、そういうふうなことも当然審査の対象になると思うんですが、ただ上がってきたもの、ただ出せばいいというものでもないと思うし、その辺はある程度厳正な一つの視点があってもいいと思うんですが、何か今そのようなものも決まっているのでしょうか。

- （河内教育総務課長） 今回の高校通学費の助成等に当たっては、審査ということでございますが、申請については、例えばバスの場合であったときには、申請は1年間で2回行うということでさせていただき予定でございます。まず第1回目は早々ですね、この6月中の1カ月の間で第1回目の分を申請していただき、それで2回目については、今度は12月に申請をしていただくということで、年2回です。したがって、金額については先ほど申し上げました1万8,000円でございますけれども、9,000円ずつの2回の交付という方法をとっていきたいと思います。したがって、今度2年、3年になりまして、仮に1年生からですね、その場合についても年2回ということで、ということは、その間におきまして確かに学校に通学されているということと、それからバス通学をされているということで、学校のほうでの通学に当たっての手段についての要するに学校長証明をとっていただくということもありますので、そういったことでその確認をして、そしてその交付等をしていきたいというようなことで、最低限必要であろうということで、そのような申請に当たっての許可等については、そのようにしていきたいと思っています。また今度自転車のほうについても、3年間で1回ということになりますから、恐らく1年生になった者については、1年のときに申請があるかと思いますが、その1年生が初めて申請をされたときにも、同じように通学の手段として自転車通学をされているということの証明を学校長にいただきまして、その申請をもって、それで私どもは確認をしまして、一応登校しているというようなことで審査はしてまいりたいということでございます。

以上です。

- （岡本委員） 委員長、よろしいですか。
- （足立原委員長） 岡本委員。
- （岡本委員） これは、基本的には全員なんでしょう。申請というのは、ただ確認という意味の申請でしょう。申請して審査したからだめということの申請じゃないでしょう。
- （足立原委員長） 河内教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 申請については、当然ながらバス通学と自転車通学されている者については、当然対象になるわけでございますので、それは全員ということは全員ですね。あ

と徒歩だとか、そういう通学をされている生徒については対象にならないということになります。そういったことで言ったときには、繰り返しですけれども、バス通学と自転車通学をされている生徒については、申請をもって許可をし、交付をしていくという方法になると思います。

○（岡本委員） 委員長、いいですか。

○（足立原委員長） はい、どうぞ。

○（岡本委員） 細かい話ですが、そうしますと、3年間の間に通学方法が変わっちゃったなんていう場合、1年生の最初に自転車だよといって自転車通学の分をいただいて、また2年目から、いや、バスになったよというような方もいるわけですか。

○（河内教育総務課長） それは全部説明を、先に私がいたせばよろしいだけですけれども、今のご質問の件でありますと、初めて申請をするときに、ことしの6月に初めて制度として、4月1日から施行ということになりますので、そこで申請をいただくわけでございます。その際にバス通学ということなのか自転車通学なのかどうなのかということは、その段階においても申請と同時に第1回目の申請をもって出されたものについては、以降については変更することができないという方法で、私どもは要綱の中において定めをさせていただきたいなということだと思っております。したいがまして、バス通学であったときには、3年間バス通学でということ。事情があつて例えば自転車通学された場合については、学校長の証明が得られない場合については、審査になって上げることができませんので、したがって変更等は基本的には認められないという方法をとっていきたいと。また自転車通学の場合についても、自転車通学を1年間したんですけれども、事情があつて今度はバスにということであつたとしても、もう自転車通学の2万円が交付をされていた者については、バス通学に変更することができないという方法をとっていきたいということ。です。

○（八木委員） ちょっといいですか。

もっと細かくてごめんなさい。自転車の通学の距離というのは、ないわけですか。例えば徒歩と自転車の兼ね合いなんだけれども、これは本当に何というか技術的なことで、徒歩なんだけれども、500メートルなんだけれども、おれは自転車で行くよといった場合に、だめなのかって、距離感というのは。ということは、1回だけ自転車通学の補助金をいただきたい、いただいちゃった後は徒歩にしちゃうとか、そういううまくやるという方法が、何か本当におもしろいね、こういうのね。

○（河内教育総務課長） そうですね、自転車通学の場合であつたときは、徒歩か自転車かと

いう判断については、あくまでもこれは申請の段階において、先ほど申しあげましたように、申請書に通学手段ということで自転車通学であるということを経理が証明をするということになりますので、校長のほうでそれを通学として自転車通学であるということを経理が認めた場合については交付の対象になると。あとはその点については、学校のほうでも通学手段について届け出をするということになっておりますので、恐らくそれぞれの学校においても、これはちょっとはつきり調べておりませんが、例えば徒歩なのか自転車なのかバスなのかということについては、徒歩にあつては自転車なりバスを使う範囲というんですかね、一定の距離だったら、そういったものもある程度判断を示しておいて、恐らくそれでされているものと思われまますので、いずれにしても校長が自転車通学と認めた者については、私どものほうは自転車通学ということで判断いたしまして、それに対して交付をするという方法をとっていききたいということです。

- （岡本委員） わかりました。
- （平田委員） すみません。
- （足立原委員長） どうぞ、平田委員。
- （平田委員） 通学助成金のお尋ねをしますが、神奈中バスの料金が学生割引きでも莫大な金額なので町からの通学助成金は理解しますが複雑な取り扱いの自転車までどうして出さなければいけないのでしょうか。高校へ進学させる親であれば少しは子供にかかる金銭的な面は覚悟すべきではないでしょうか。多額な事ではなく、当り前の金銭的な事は仕方ないと思うのが良いと思いますが。
- （足立原委員長） 河内教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 今回の高校通学費の助成ということで、最終的にはできるだけ家庭等で負担をされて、その通学に要する費用を負担されているということを経理を踏まえて、この今の経済的に厳しい中で、そういうようなことでバスだけに限らずして、自転車通学も当然自転車等を購入されて、その負担をされているということを経理をもって、支給交付をしてきたいという考え方に立っております。
- （八木委員） よろしいですか。
- （足立原委員長） はい、どうぞ。
- （八木委員） それはいいんだけど、ついでだから、時間がありそうだから、ちょっといろんなことを申しますけれども、どうして義務教育の子供に対して、例えば地域性もあるかもしれないけれども、半原あたりの方が愛中へ通うにはバスか自転車なんです。それみ

んな1年生になると、親が自転車を買ってあげている、そういうこともある。確かに神奈中のバスは高いから、むしろ教育行政のほうから、神奈中へ通学の、ましてこの近場の通学の子供たちの、もう少し何とか安くならないのかよという、あるいは力をかけるとか、政治的に、そういうことも根本に必要だと思うんだよね。ただ高校生を愛川町として、これは義務教育ではないわけですから、余りにもちょっと何でもかんでも言えば何かもらえるというような風潮が今強過ぎると思うんだ、議員さんにしても、いろんなものつくる場合にね。やっぱり苦しいところは苦しんで、いろんな立場の人がいるんだから、むしろこの席で論ずるのであれば、むしろ義務教育の中で、そういう子供たちがいないかというほうを見たほうが、ずっといいような気がするけれどもね。例えば小・中で私立の学校へ行っているような子があるかどうか、ちょっとわかりませんが、この子の場合だって、県立高校だけではなくて、私立高校でも一緒ですから、公私の別はないとして、そうしたら私立の義務教育の子だって愛川町の中でないとは言い切れないと思うしね。今後の一つの課題として考えていかななくてはいけないのかなという感じも持ちますよ。今の風潮は、何でも要求してやればいいのか、何でも補助してやればいいのかというのは全く間違いだと、私の見解では、まずそう思いますから、それだけはっきり言っておきたいと思います。

○（岡本委員） いいですか。

○（足立原委員長） はい、岡本委員、どうぞ。

○（岡本委員） 私も同感なんですね。高校生はまだ義務教育でないので、まだ自分の意思で親御さんも通わせているわけで、その中には生活とかそういうのがかかるのは当然計算した上で、お子さんを高校へ送るといことなわけですから、今国のほうで今度は高校の授業料も出すと。何かね、何でもお金を出せばいいというものではないと思うんですね。それで私は基本的に思うんですけれども、教育とかそういうことで、ただほど怖いものはないと思うんです。この影響というのは、きっと将来子供たちが、親御さんが一生懸命苦労して働いて高校へ通ったんだよということと、お国からお金をいただいて行ったんだよというのは、全然違うと思う、お子さんの受けとめ方が。だからこういうのは本当に大きな問題で、私は個人的には義務教育はまだ義務ですから、そういう公費をかけて充実するのはわかる、でも高校というのはまだ義務ではないんですから、幾らみんなが行くといっても実際まだ2割か3割高校に行っていない方がおられますよ。また入った後、やめちゃった方もいますよ。だから事実上100%は行っていません。高校生とすれば7割ぐらいでしょう。じゃ、その3割の子はどうしているかという、働いているんです、もう。働いているの、高校を中退して。そ

ういう子は何の恩恵もないですよ、働いていてですよ。ところが親のすねかじって行っている高校生が国が出す、とんでもないです、私は個人的にはね。一般的な国の風潮がそうなら、しようがないですけども、これは決して子供に将来いい影響が出るとは、私は個人的には思っていないですね。

○（八木委員）　じゃ、もう一つ、ついでに余計なことを。

この前もお話ししましたがけれども、これはここで論ずる問題ではないのかもしれないけれども、やっぱり愛川高校と3中の、これだけ地域一貫校ということで、今愛川町の教育委員会も一生懸命やっていますね。この現状をこの前私が質問したとおり、県立高校の中で最下位ですよ、あれだけ退学者が多い高校というのは、愛川高校が。表をもらいましたよ、私、教育長に出していただいたけれども、ああいうふうな現状の中で、何で授業料まで出してもらっちゃうのかよというのは、町民の目線から見ると、今の民主党に対してだけでなく、それを何も、何というのか、フィードバックして文句が出ない、あるいは違うだろうという意見も出ないという今の風潮が恐ろしいような気がしますよ。それほどやっぱり慎重に、教育はお金をばらまけばいいというものではないと思うけれども、お金をばらまかないために、いろんな人間教育ができてきている場面があるのに、そういうのをあえて破壊しているような感じがするのね。だからこれはここだけ、ここでどうのこうのではありませんけれども、関連として私も岡本委員に全く同感です。

○（足立原委員長）　奨学金を出すという部分なんですけれども、例えばある高校へ行くのに、途中まで電車で行って、そこからバスへ乗ると、学校長がどっちを認めるかということになると思うんですけども、両方その子供は必要なわけですよ。そういう子がバス停が近くにない子は、そういう子があるはずなんです。それでは、学校長が認めるほうを出すのか、あるいはその辺のところが、やはり親御さんにとっては、どっちかだと思えますよ。両方は出ないわけですね。

バス停が近くにないところまでは、電車で行ったほうが都合がいいとか、自転車をそれで買おうと、そういう子もいるはずなんです。そういうのをどう認めるかというのが、学校によって違うと思うんですね、校長の判断で。そういうものを、例えば愛川だけが通学助成金条例ですか、通学援助をしているわけではないとは思いますが、愛川のために校長先生が判断される。その辺のところを、どういうふうにかえたらいいんですか。

○（河内教育総務課長）　今回の通学費助成に当たってのその試算等については、先ほど申し上げたように、ご本人、生徒が通学方法を決めていただき、それを最終的に審査の段階にお

いて、通う高校等で証明いただくということでありまして、例えば自転車で最寄りのバス停が遠いので、自転車を使って最寄りのバス停、そこからバスを使うという併用の生徒も出るかと思えます。その場合については、バス通学か自転車通学かということは、今度学校のほうに届け出す際に、この学校長のほうで、バスでということであったときはバス通学の申請になってきようかと思えます。いずれにしてもダブルという方法でのときは認めないという方法をとっていきたいと思えますので、生徒の申請をもとに、学校のほうでの証明を求めるといふことで、そんなことで判断はさせていただきたいなと思っております。

それからあと参考でございますけれども、いろいろご意見、また課題とすべきことをご提言していただき、大変ありがとうございます。

あと町の義務教育ということで、例えば中学生等が電車通学をされている例えば半原方面等だとか、一部ございますけれども、その場合について確かに電車通学に対する通学費の助成というものは行ってございません。また、例えば自転車通学であったときには、ヘルメットをかぶってくることで付与しておりますので、ヘルメット代については助成ということで、対象といたしております。

それからあと、本町におけます高校等の進学等の率を参考に申し上げさせていただきますと、私どものほうでここ3年間の過去調べた中では、約94%から95%の数字ということになってございまして、確かに先ほどおっしゃられるように、前回の教育委員会の席上で、退学等をされているデータについて、集計してお渡しをさせていただきましたけれども、退学もちょっと多いというような、状況にありまして、この最近のデータということをそのときもお話をさせていただきましたけれども、大分減ってきているということの実態がございまして。またその辺は、また今後データ等についても、私ども確認をしていきたいなということも思っております。それでまた先ほどからご意見がございましたすべてにおいて、こういう助成関係等について、すればいいということではないというようなご意見については、今後私どもも課題ということで受けとめさせていただきますして、よく研究をしてまいりたいなということも思っております。

以上です。

○（足立原委員長） 他にご質疑はございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） それでは、ご質疑はないものと認めます。よって質疑を終結いたします。これより表決に入ります。

日程第10、議案第19号「愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (足立原委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第10、議案第19号「愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第20号「愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (足立原委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第11、議案第20号「愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12及び日程第13

- (足立原委員長) 次に、日程第12、議案第21号「放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、日程第13、議案第22号「放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、以上2議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

熊坂教育長。

- (熊坂教育長) 提出議案第21号そして第22号、一括でご説明を申し上げたいと思います。

3月の議会で、現在行っております放課後児童クラブにつきまして、早朝希望者に対して、今8時半からということなんです、8時から預かるということを行うということになりましたので、それにかかわりまして、放課後児童クラブ育成料徴収条例が改正をされましたので、それに伴います施行規則の一部を改正する規則の制定について、そして放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○（足立原委員長） 長嶋生涯学習課長。

○（長嶋生涯学習課長） それでは、日程第12、愛川町放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の一部を改正する規則、議案第21号と、日程第13、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則、議案第22号につきましては関連がございますので、一括して補足説明させていただきます。

今、教育長が申しましたように、4月から学校の休業日、具体的には土曜日、長期休業日に午前8時から8時30分までの30分間、早朝育成を実施するための愛川町放課後児童クラブ育成料徴収条例の一部を改正する条例が、平成22年第1回町議会定例会でお認めいただきましたことから、愛川町放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則並びに愛川町放課後児童クラブ管理運営規則について、所要の改正を行うものであります。

初めに、愛川町放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、議案第21号の一番最後、説明資料の4、愛川町放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。まず本規則の題名を、条例の題名と同様に改定し、さらに第1条で引用しております条例の題名を改定するものであります。

次に条例第3条第2項に、早朝育成料を規定し、改定前の条例第3条第2項で規定しておりました育成料の納期に早朝育成料の納期を加え、第3項に改め、第3項で規定しておりました月の途中の入退者につきましては、第4項に改めるものといたしましたことから、本規則第2条で定める育成料の徴収率の引用条例分について改めるものであります。

施行期日につきましては、平成22年4月1日とするものであります。

なお、説明資料の1につきましては、議会でお認めいただきました愛川町放課後児童クラブ育成料等徴収条例ということで、改定後の条例となっております。説明資料の2は、旧条例の新旧対照表ということであり、説明資料の3につきましては、今回改定をいたします施行規則を含めた最終的な施行規則ということであり、

続きまして、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則につきましては、説明資料、同じように一番最後の説明資料の2、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず第5条第1項第2号の次に、第3項で早朝育成時間を規定するものであります。次に第9条を第10条とし、以下順次1条繰り下げ、第9条に早朝育成の利用取り消しについて規定するものであります。次に第10条では、引用しております条例の題名を変更いたしましたこと、また早朝育成の手続を第9条に加えられたことから、第10条及び第11条で規定する様

式の番号を順次繰り下げるものであります。

施行期日につきましては、平成22年4月1日といたしますが、早朝育成を4月1日から開始するための利用申請に係る手続が必要となりますので、ただし書きで9条の規定は公布の日とするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議を賜り、お認めくださいますよう、お願い申し上げます。

○（足立原委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入りたいと思います。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。どうぞ、岡本委員。

○（岡本委員） 今の世の中、仕事が多様化して、時間等が一日中働く仕事というのがありますから、こういう方のお子さんをどうするかというのが大きな課題だとは思いますが、この早朝というのが入ってくると、8時からというのと、これ私わからないんですけども、放課後という定義はどういうものを定義するんですか。放課後と書いてある。課外ならわかるんですけども、課外なら。放課後というのは、学校に来て、学校が終えて、帰った後のお子さんをということですよ。朝は放課後ではありませんよ。だからこれ、放課後児童クラブではなくて、課外児童クラブならわかるんですけども、課外。放課後ではありません。要するに学校へ行ってない。それなら朝が入ってきても何の不自然もないと思うんです。でもこれ放課後という言葉があるために、朝、あなたたちは放課後の言葉の定義というのはどうなってしまうのかなという、ちょっと思いをして、大したことではないですけども、そういう対応をするという趣旨はいいと思うんですけども、その辺がどうなっているのかなという思いなんですけれども、どういうふうな観点から、それをとらえておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○（足立原委員長） はい、生涯学習課長。

○（長嶋生涯学習課長） 条例の名称等につきましては、愛川町では放課後児童クラブということで事業を運営させていただいております。同じように、隣の相模原市、座間市等につきましても朝から、例えば相模原市は朝8時から夜6時までを放課後児童クラブとして運営されております。座間市も、朝8時半からということで児童クラブを放課後児童クラブということで運営されておまして、座間市は朝7時半から8時半までの早朝育成についても同様に、条例の名称については同じような形で実施されているということから、愛川町も同じような形で、保護者が働く関係で、早朝運営したいということで、同じ名称のままで今回ご提

案をさせていただいているということでもあります。

以上です。

○（足立原委員長） ありがとうございます。

岡本委員。

○（岡本委員） これについては、国のほうの放課後という言葉の中に、それがすべて含まれていると、時間的にも。そういうことで、きているということですね。わかりづらいですね、本当に。日本語がどうなっているのか、国ではどういう解釈をしているのか、お役人さんはね、ちょっとわからなくなりますね。まあ、いいですけども。

○（八木委員） 1つよろしいですか。

○（足立原委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） 今、課長の説明の中にありましたけれども、他の市町村も、相模原市とか云々、早朝もっと7時とかもっと早いところもあるというような今お話が出ましたけれども、今後やはりだんだん愛川町でも、そういうふうな傾向で、ご要望があれば一晩中預かるような放課後児童クラブも出てくるような、皮肉めいて言うわけではない、さっきの話とも関連するんだけど、行政はやっぱり弱者を救済してくれて当たり前で、最高のことなんだけれども、どこまでやるかというかげんは、政治に携わる人は、いつも頭の中に思っていなければ絶対だめだということを肝に銘じていただきたいと思いますね。それだけです。

○（足立原委員長） ほかにいかがでしょうか。ご質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶものあり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第12、議案第21号「放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第12、議案第21号「放課後児童クラブ育成料徴収条例施行規則の一部を改正

する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第22号「放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(足立原委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第13、議案第22号「放課後児童クラブ管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、議事のすべてが終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(足立原委員長) それでは、ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会といたします。

長時間にかたり、大変ありがとうございました。